

台湾における商標出願に際しての商 品・役務の記載

理律法律事務所

李 文傑



理律法律事務所は1965年に設立された総合法律事務所であり、120名を超える弁護士が在籍している。李文傑氏はパートナー弁護士であり、専門は知的財産権関連、侵害訴訟、労働法及び一般法務である。主に商標、特許の侵害、ライセンス交渉、労使紛争処理に携わっている。

台湾における商標登録出願では、国際分類（ニース分類）を採用している。指定商品の表記については、台湾の取引慣習、消費事情および社会通念などが考慮され、日本をはじめとする諸外国との違いから、諸外国において受理される商品・役務表記であっても台湾では認められない可能性があり、区分所属の認定についても異なる可能性がある。さらに、商品表記は、優先権主張の範囲に対し影響を与え、また商品・役務の数の計算方法に関係することから政府手数料の納付額に対しても影響を与える可能性がある。

(1) 指定商品の表記は明確で、かつ、内容および範囲を特定できることが必要

台湾の商品区分実務によると、商品・役務の表記が明確でなく、範囲が広すぎるため特定することができなければ、受理されない。表記が明確であるか否かについての判断は諸外国と違い、諸外国で受理されるものでも台湾では明確でないものとして扱われ、さらに具体的に指定するよう求められる可能性がある。ただし、商品・役務の表記については、判断時点における消費事情、取引慣習などにも左右されるため、時間の経過に伴い実務上の見解も変更する可能性がある。

以下において、現在の実務では受理されない商品・役務の表記につき、対応商品・役務表記修正案を挙げながら説明する。

(i) 第1類「化学品」

台湾では、第1類に属する「化学品」という表記は不明確なものであると扱われ、商品表記として受理されない。これについては、「工業用化学品、科学用化学

品、農業用化学品（殺菌剤、除草剤、殺虫剤および寄生生物駆除剤を除く）」などのように修正する必要がある。ちなみに、上述の「殺菌剤、除草剤、殺虫剤および寄生生物駆除剤」は、第5類の「農業用薬剤、環境衛生用薬剤」に属すると扱われ、第1類には属さない。

(ii)第9類「電子応用機械器具およびその部品」、「測量器具」、「コンピュータ周辺機器」

「電気通信機械器具」という表記は認められるものの、「電子応用機械器具およびその部品」は認められず、これについては「電気式警報ベル、電子手帳、電子掲示板」などのように修正する必要がある。「測量器具」、「コンピュータ周辺機器」については、それぞれ「秤、温度計、湿度計」、「マウス、キーボード」などのように表記する必要がある。

(iii)第16類「文房具類」、「紙類」

「文房具類」という表記の代わりに、「ステッカー、鉛筆、ホッチキス」などのように具体的に指定する必要がある。「紙類」の代わりに、「プリンター用紙、事務用紙」を表記として使うことができる。

(iv)第19類「建具（金属製のものを除く）」

商品表記「床材（金属製のものを除く）、天井板（金属製のものを除く）、窓枠（金属製のものを除く）」は認められる。

(v)第21類「清掃用具および洗濯用具」

商品表記「雑巾、ほうき、ごみ入れ」は認められる。

(vi)第24類「布製身回り品」

商品表記「タオル、バスタオル、ハンカチ」は認められる。

(2)指定商品・役務の表記により、数の計算方法が異なり、政府手数料の納付額に影響をもたらす可能性がある

台湾では、商標登録出願の政府手数料は、商品を20個まで指定する場合はNT\$3,000で、20個を超える場合は、1個ごとに政府手数料NT\$200が加算される。役務に関しては、第35類の特定商品の小売・卸売を指定する場合、5個以内はNT\$3,000で、5個を超える場合は、1個ごとにNT\$500の割増料金を納付しなければならない。その他の役務については、役務の数にかかわらず、一律NT\$3,000となる。

実務上、商品・役務の表現方法が様々であり、その表現方法の如何により個数の認定が異なる可能性もある。以下に実例を挙げて商品・役務の計算方法を説明する。

(i)具体的な商品表記の場合

類別	商品名称	個数
3	化粧品、乳液、香水、口紅、ファンデーション	5

(ii)商品表記と商品表記とを、「および、と、または」などでつなぐ場合

類別	商品名称	個数
1	金属箔と金属粉	2
5	薬および薬剤	2
10	医療用具および医療機器	2

(iii)商品表記の後に、具体的な商品表記を列挙する場合

注：「すなわち」の前にある表記は計算に入れず、「すなわち」以後に記載される商品表記をベースに計算する。

類別	商品名称	個数
3	化粧品、すなわち <u>クリーム</u> 、 <u>ローション</u> 、 <u>化粧水</u> 、 <u>口紅</u>	4
9	周辺設備、すなわち <u>キーボード</u> 、 <u>キーボードカバー</u> 、 <u>イメージスキャナー(データ処理装置)</u>	3
29	肉製品、すなわち <u>ソーセージ</u> 、 <u>肉エキス</u>	2

(iv)商品表記の後に例として（特に、含む、例えば）商品表記を記載する場合

両方の表記がすべて商品・役務の数として計上される。

類別	商品名称	個数
3	<u>化粧品</u> （ <u>クリーム</u> 、 <u>ローション</u> 、 <u>化粧水</u> 、 <u>口紅</u> を含む）	5
15	<u>楽器</u> 、特に <u>弦楽器</u>	2
29	<u>乳製品</u> 、特に <u>ヨーグルト</u>	2

(v)商品・役務の用途、効能などの記述を追加する場合

基本的に用途、効能ごとに商品の数として計上されるが、同一商品であることを説明できれば、1個としてしか計上されない。

類別	商品名称	個数	備考
2	<u>コピー機</u> および <u>プリンター</u> 用 <u>トナー</u>	2	
9	<u>撮影</u> および <u>録画機能</u> を有する <u>携帯電話</u>	1	多機能の単一商品
5	<u>医療</u> および <u>獣医用製剤</u>	2	医療を受ける対象が異なる
5	<u>心臓病</u> 、 <u>糖尿病</u> 、 <u>皮膚病</u> の治療に用いる <u>薬品</u>	3	治療対象が異なる
6	<u>未加工</u> または <u>半加工</u> の <u>金属</u>	2	
10	<u>外科</u> 、 <u>内科</u> 、 <u>歯科</u> および <u>獣医用器具</u> および <u>機器</u>	8	4×2=8

(vi)商品の形状、状態を表す用語を入れて表記する場合

商品の形状、外観などを表わす用語を商品記述に入れた場合、形状、外観により商品の数が計算されることとなるため、商品範囲の認定に影響をもたらすことがなければ、このような記述を避けたほうがよい。

類別	商品名称	個数
1	<u>粉状</u> 、 <u>粒状</u> 、 <u>ペースト状</u> の <u>未加工プラスチック</u>	3

(vii)商品の材質、作動方法などを表わす記述を入れた場合

材質、作動方法などの記述により、商品の数が計上される。

類別	商品名称	個数
16	<u>電動式</u> および非 <u>電動式</u> の <u>タイプライター</u>	2
17	<u>天然</u> および <u>合成</u> <u>ゴム</u>	2

(iix)除外という記述を入れた場合

除外として挙げる部分は商品の数に計上されない。

類別	商品名称	個数
1	<u>細菌製剤</u> （衣料用および獣医用のものを除く）	1
33	<u>酒</u> （ビールを除く）	1

(ix)括弧つきまたは「/」という記号をつけて表記する場合

括弧内あるいは「/」記号の後の記述も商品の数として計上されるほか、この表記では商品の範囲につき曖昧であるため、個別に列挙したほうがよい。

類別	商品名称	個数	表記の提案
30	プリン（プリンの素）	2	プリン、プリンの素

(x)上位概念の商品表記の後ろに、括弧つきで具体的表記を追記する場合

括弧内の記述も商品の数として計上されるため、上位概念の記述が商品表記として受理されるものであれば、括弧内に表記せず、全て単独の商品として表記したほうが商品の範囲も広くなる。

類別	商品名称	個数	表記の提案
1	科学用化学品（液晶、 <u>ポリアミン酸</u> ）	3	<u>科学用化学品</u> 、 <u>液</u> <u>晶</u> 、 <u>ポリアミン酸</u>
16	印刷品（雑誌、新聞、本）	4	<u>印刷品</u> 、 <u>雑誌</u> 、 <u>新</u> <u>聞</u> 、 <u>本</u>

(xi) 「特定商品の小売・卸売」について

小売と卸売を併記する場合、一つの役務として認められるが、特定商品のそれぞれが役務の数として計上される。

類別	サービス名称	個数
35	<u>靴、ブーツの小売</u>	2
35	<u>車およびその部品の小売</u>	2
35	化粧品、香水、口紅の小売	3

(3) 優先権主張について

現在の実務では優先権を主張する場合、一つの新規出願において、多数の基礎出願に基づき優先権を主張することができるほか、部分（一部の商品・役務のみ優先権を主張）優先権を主張することも可能である

なお、基礎出願の指定商品に含まれているか否かを判断する際、台湾の商品区分により判断されることとなる。例えば、日本の基礎出願の指定商品に「電子応用機械器具およびその部品」、「測量器具」、「コンピュータ周辺機器」という表記があるが、同表記は台湾の商品区分実務では認められないため、さらに商品表記を具体的に指定する必要がある。

このとき、「電子応用機械器具およびその部品」、「測量器具」、「コンピュータ周辺機器」に含まれているか否かは、日本の商品区分でなく、台湾の商品区分により、「電子応用機械器具およびその部品」、「測量器具」、「コンピュータ周辺機器」の範囲がどこまで及んでいるかを判断することとなる。

■ 留意事項

(1) 優先権を主張する場合、優先権証明書類を提出する必要がある。優先権証明書類は出願後3ヶ月以内であれば補正提出することが可能であるが、出願時に、基礎出願の出願国、出願番号、出願日などの情報を願書に記入する必要がある。(商標法第20条3項によれば、優先権を主張する場合、願書に以下の記載をしなければならない：(i)基礎出願の出願日、(ii)基礎出願を受理する国やWTOのメンバー、

(iii)基礎出願の出願番号。同条4項によれば、台湾において出願されてから3ヶ月以内に、優先権証明書類を提出しなければならない。)

(2)商品・役務の記述に関し、補正を求められ、この補正により別の区分を追加して移行しなければならない場合、この追加された新しい区分の出願日については元の出願日をそのまま維持することができる。

(3)登録出願後、指定商品・役務を削除することができるものの、追加することは認められないため(商標法第23条によれば、商標図案、指定商品・役務について出願後、変更してはならない。同条但し書きによれば、指定商品・役務の削除または商標図案の実質的変更でない場合、この限りでない)、商品記述の不明確により補正を求められたとき、元の指定範囲を超えて修正することはできない。

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)